平成２５年（フ）第２９１号
宮崎市神宮東１丁目１番29号　サンコート神宮東806号、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南19659番地８
債務者　坂本　孝典
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９７号
長野県安曇野市豊科高家5208番地41
債務者　宮越　映恵
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３７号
松江市西川津町67　松江刑務所内、住民票上の住所松江市東出雲町揖屋983番地
債務者　永島　克之
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
岡山県苫田郡鏡野町小座88番地２
債務者　片山　可子（旧姓駒牧・川上・伊波）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県田川郡糸田町1028番地
債務者　田中　優弥
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４２９号
大分県別府市弓ケ浜町３番27号　泉谷アパート２Ｆ２号
債務者　髙原　幸子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿屋市永野田町636番地、前住所鹿児島県鹿屋市下堀町2944番地25
債務者　徳村チヅ子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
富山市小杉25番地２　モアステージⅦＡ棟202号、前住所富山市赤田1037番地エスポワール赤田105号
債務者　小林　弘子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
広島県福山市新涯町１丁目２番10号　パナハイツおかだＣ102
債務者　瀬波　由美
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１０号
広島県福山市山手町６丁目24番20―101号　県住
債務者　佐藤　幸恵
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９３号
青森県三沢市谷地頭２丁目153番地４号
債務者　織笠　勝彦
１　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８５０号
名古屋市天白区原４丁目604番地　アニバーサリー101号
債務者　伊藤　明美
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８３号
愛知県瀬戸市西米泉町127番地の２　ピア・リーベル102、従前の住所兵庫県西宮市名塩さくら台１丁目１番地23
債務者　花本　宏輝
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９０号
名古屋市港区宝神５丁目2801番地　ライオンズマンション港西301号
債務者　池田　康子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５０号
熊本市北区大窪５丁目５番８―301号、前住所熊本市北区高平３丁目12番19号
債務者　上村　真也（旧姓角田）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８３７号
愛知県瀬戸市水無瀬町48番地　プラッツ102
債務者　土士田綾真
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３号
山口市中央４丁目９番25―704号
債務者　藤岡　美希
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係